

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等
に関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する条
例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の135」に改める。

別表第2から別表第6までを次のように改める。

別表第2（第7条関係）

行政職報酬表(1)（単位 円）

号給	報酬月額
1	172,600
2	174,000
3	175,300
4	176,600
5	177,800
6	179,300
7	180,800
8	182,500
9	183,600
10	185,000
11	186,400
12	187,800
13	189,100
14	191,400
15	193,700

16	195,900
17	198,100
18	199,800
19	201,300
20	202,900
21	204,400
22	205,800
23	207,200
24	208,600
25	210,000
26	211,700
27	213,500
28	215,000
29	216,500
30	218,300
31	220,000
32	221,700
33	223,300
34	224,800
35	226,300
36	227,800
37	229,000
38	230,400
39	231,800
40	233,300
41	234,700
42	236,300
43	237,800
44	239,200
45	240,400
46	242,000
47	243,600
48	245,000
49	246,000
50	247,500
51	248,800
52	250,000
53	251,100
54	252,100
55	253,100
56	254,000
57	254,900
58	255,800
59	256,600
60	257,400
61	258,100
62	259,200
63	260,400
64	261,500
65	262,800
66	264,000

67	265,100
68	266,200
69	267,300
70	268,400
71	269,500
72	270,500
73	271,500
74	272,500
75	273,600
76	274,500
77	275,400
78	276,300
79	277,200
80	278,100
81	279,000
82	279,900
83	280,800
84	281,700
85	282,800
86	283,800
87	284,700
88	285,600
89	286,100
90	286,800
91	287,500
92	288,400
93	289,400
94	290,200
95	291,000
96	291,800
97	292,500

備考 藤沢市八ヶ岳野外体験教室に勤務する者に対しては、その勤務の特殊性に基づき、報酬表に定める額に当該額に100分の5を乗じて得た額を加えた額を報酬表に定める額とする。

別表第3（第7条関係）

行政職報酬表(2)（単位 円）

号給	報酬月額
1	163,700
2	164,800
3	166,000
4	167,100
5	168,200
6	169,300
7	170,400
8	171,500
9	172,600
10	174,000

11	175,300
12	176,600
13	177,800
14	179,300
15	180,800
16	182,500
17	183,600
18	185,000
19	186,400
20	187,800
21	189,100
22	191,400
23	193,700
24	195,900
25	198,100
26	199,800
27	201,300
28	202,900
29	204,400
30	205,800
31	207,200
32	208,600
33	210,000
34	211,300
35	212,700
36	214,000
37	215,300
38	216,500
39	217,700
40	218,800
41	219,900
42	221,000
43	222,000
44	223,100
45	224,000
46	224,900
47	225,800
48	226,700
49	227,600
50	228,500
51	229,400
52	230,300
53	231,100
54	232,000
55	233,000
56	233,800
57	234,100
58	234,900
59	235,600
60	236,200
61	236,800

62	237,500
63	238,100
64	238,600
65	239,100
66	239,600
67	240,100
68	240,700
69	241,200
70	241,700
71	242,200
72	242,800
73	243,300
74	243,800
75	244,200
76	244,700
77	245,200
78	245,700
79	246,200
80	246,700
81	247,100
82	247,600
83	248,000
84	248,400
85	248,800
86	249,200
87	249,600
88	250,000
89	250,400
90	250,900
91	251,200
92	251,500
93	251,800

別表第4 (第7条関係)

医療職報酬表(1) (単位 円)

号給	報酬月額
1	290,900
2	294,500
3	298,100
4	301,600
5	305,200
6	309,100
7	313,100
8	316,700
9	320,300
10	323,900
11	327,400
12	330,900
13	334,600
14	338,300

15	341,700
16	345,100
17	348,400
18	350,900
19	353,500
20	355,800
21	357,900
22	359,600
23	361,300
24	363,100
25	365,100
26	367,300
27	369,400
28	371,400
29	373,300
30	375,600
31	377,700
32	379,700
33	381,700
34	382,400
35	383,000
36	383,800
37	384,700
38	386,000
39	387,300
40	388,600
41	389,400
42	390,200
43	391,000
44	391,500
45	392,300
46	393,100
47	393,900
48	394,600
49	395,300
50	396,200
51	396,900
52	397,500
53	398,000
54	398,500
55	398,900
56	399,300
57	399,600

別表第5（第7条関係）

医療職報酬表(2)（単位 円）

号給	報酬月額
1	195,400
2	196,600
3	198,100

4	199,500
5	200,700
6	202,300
7	203,700
8	205,000
9	206,600
10	207,600
11	208,700
12	209,800
13	211,000
14	212,200
15	213,300
16	214,400
17	215,800
18	217,100
19	218,400
20	219,600
21	220,600
22	221,600
23	222,700
24	223,700
25	227,700
26	229,000
27	230,400
28	231,700
29	232,900
30	234,000
31	235,100
32	236,200
33	237,300
34	238,500
35	239,700
36	240,800
37	241,800
38	243,200
39	244,600
40	245,800
41	246,800
42	248,100
43	249,000
44	250,200
45	251,400
46	252,600
47	253,600
48	254,600
49	255,500
50	256,300
51	257,100
52	257,900
53	258,700
54	259,900

55	261,100
56	262,200
57	263,600
58	264,900
59	266,000
60	267,000
61	268,000
62	269,100
63	270,200
64	271,300
65	272,000
66	273,200
67	274,300
68	275,200
69	276,000
70	277,000
71	277,900
72	278,800
73	279,600
74	280,600
75	281,500
76	282,400
77	283,400
78	284,400
79	285,500
80	286,500
81	287,100
82	287,600
83	288,100
84	288,900
85	289,700

別表第6（第7条関係）

医療職報酬表(3)（単位 円）

号給	報酬月額
1	229,100
2	230,600
3	231,900
4	232,800
5	234,200
6	235,200
7	236,200
8	237,200
9	238,300
10	239,700
11	241,100
12	242,200
13	243,300
14	245,000
15	246,700

16	248,100
17	249,300
18	250,700
19	252,100
20	253,400
21	254,800
22	255,800
23	256,600
24	257,400
25	258,200
26	259,100
27	260,000
28	260,700
29	261,400
30	262,300
31	263,200
32	264,200
33	264,600
34	265,400
35	266,200
36	266,900
37	267,600
38	268,300
39	269,000
40	269,700
41	270,400
42	271,300
43	272,000
44	272,900
45	273,800
46	274,900
47	276,000
48	277,200
49	278,500
50	279,900
51	281,200
52	282,500
53	283,700
54	285,000
55	286,100
56	287,200
57	288,200
58	289,400
59	290,600
60	291,700
61	292,700
62	294,100
63	295,400
64	296,600
65	297,600
66	299,000

67	300,200
68	301,400
69	302,700
70	303,900
71	305,200
72	306,400
73	306,900
74	308,100
75	309,200
76	310,300
77	311,500
78	312,700
79	313,900
80	315,000
81	316,100
82	317,300
83	318,600
84	319,700
85	320,500
86	321,200
87	321,900
88	322,500
89	323,000
90	323,300
91	323,900
92	324,500
93	325,000
94	325,600
95	326,200
96	326,700
97	327,100
98	327,600
99	328,100
100	328,600
101	329,000
102	329,400
103	329,700
104	330,000
105	330,300

第2条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削り、「100分の135」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条を第23条とし、第3章中第21条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

- 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第7条第1項第2号又は第3号に該当する者以外の短時間勤務会計年度任用職員（一会計年度における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。）としての任期が6月以上ある者に限る。）に対し、規則で定める期間におけるその者の人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における基本報酬をいう。）に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 基準日において、一会計年度における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。）としての任期が6月以上ある者のうち、第7条第1項第1号又は第4号に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における基本報酬」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。
 - 4 休職にされ、又は専従許可を受けた短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、第16条の規定を準用する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法、支給制限等に関しては、給与条例の規定を準用する。
- 附則に次の1項を加える。
- 8 第12条第1項の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項により決定された地域別最低賃金の額を下回ることとなる短時間勤務会計年度任用職員に対して適用する報酬月額は、当該職員に対して決定された号給に係る報酬月額にかかわらず、第7条第2項各号に掲げる当該職員に適用される報酬表に定める号給のうち、勤務1時間当たりの報酬額が地域別最低賃金の額と同額となる号給又は当該報酬額

が地域別最低賃金の額を満たすこととなる直近の号給に係る報酬月額とする。

(藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。）」を削る。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）別表第2から別表第6までの改正規定に限る。）による改正後の報酬条例の規定は、令和5年12月1日以後に在職する者に限り令和5年4月1日から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定（報酬条例第21条の改正規定に限る。）による改正後の報酬条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(報酬及び期末手当の内払)

- 4 この条例による改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の報酬条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の報酬条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、短時間勤務会計年度任用職員の報酬及び期末手当について、一般職の職員の給与改定を勘案し、改定措置を講ずることとし、及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本市の会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することとした等のため、所要の改正をする必要による。